## 奈良県木材生産推進事業

## 【事業内容】

計画的・安定的な木材生産により、持続可能な林業の確立と安定的な雇用を図るため、一定規模以上の森林施業区域において、奈良型作業道等を重点的に整備のうえ、利用間伐を繰り返し実施することにより、木材生産コストの低減を図り、一定量以上の木材搬出を推進する。

## 【事業採択要件】(木材安定供給団地)

①面積•集約化要件

利用間伐実施区域が100ha以上(一集約化区域15ha以上(※1)) 区域を構成する森林所有者は5人以上

②路網整備要件

50m/ha以上の作業道開設を実施

③利用間伐面積要件

15ha/年(※2)で、概ね7年周期の利用間伐を繰り返し実施

④木材生産要件(木材の市場等への搬出)

年間概ね750㎡ (※3)、50㎡/ha以上の計画的な木材生産を実施

⑤雇用要件

1人以上(※4)の林業従事者の安定的な雇用

 ※1:利用間伐実施区域が200ha以上の場合は、30ha以上

 ※2:
 " 30ha/年以上

 ※3:
 " 1,500 m³

 ※4:
 " 3人以上

事業を実施した区域では、周辺区域を取り込むなど集約化区域を拡げ、木材生産の増産に努める

## <木材生産の確認>

県と実施主体となる林業事業体等の間で締結する協定書で、計画された木材 生産量に対する達成状況の報告を義務づけ(市場等への出荷伝票等により確 認)

(木材安定供給団地の重点・優先支援事業メニュー)

- ●奈良型作業道重点開設事業
- ●木材生産強化事業(搬出間伐)
- ●林業機械導入支援事業
- ●林業機械レンタル事業
- ●架線集材施設設置支援事業

(上記以外の木材生産にかかる諸事業)

- ●森林整備地域活動支援事業
- ●県産材生産促進事業(山土場から市場等への運搬経費支援)
- ※「奈良型作業道」とは大阪府の大橋氏が提唱した大橋式作業道のことであり、当該作業道の開設手法を清光林業(株)の岡橋氏が奈良県に導入。以降、県内においても約30年間の良好な実績があるため、「奈良県木材生産推進事業」において開設する大橋式作業道を「奈良型作業道」として位置づけ、開設を推進している。

